ジブラルタ生命は、いつもあなたのそばに

Myページのご案内

お客さまの人生に末永く寄り添い、サポートするためのサービスとして、「Myページ」を開設いたしました。
本サービスをご活用いただくことで、これまで以上にお客さまに安心をお届けいたします。

- お客さまの担当への連絡リクエスト(*1)
- オンライン医療サポートサービス
- 契約内容の確認
- 各種お手続き
- 重要情報お知らせメールサービス
- 担当が提供した生命保険設計書等の資料閲覧(*1)

詳しいサービス内容は
ホームページをご確認ください。
こちらの2次元コードからアクセス可能です。

(*1)ライフプラン・コンサルタントからご加入いただいたお客さま専用のサービスです。

ジブラルタ生命 コールセンター

一般のお客さま **0120-37-2269**（ミナ ジブロック）

教職員のお客さま **0120-37-9419**（ミナ キョウイク）

ご高齢のお客さま **0120-16-7895**

ご高齢のお客さま専用のフリーダイヤルです。
オペレーターに直接つながり、ご照会に対してゆっくりと丁寧に対応します。

（ご利用時のご注意点）
●個人情報保護のため、お問い合わせは契約者ご本人からお願いいたします。
●ご連絡いただいた際には、本人確認のためお客さま情報をお伺いします。
●保険証券をお手元にご用意のうえ、ご連絡をお願いいたします。

通話料無料　受付時間／平日9:00～18:00　土曜日9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）

保険金-024（21.10）

Gibraltar Support Guide Book

お客さまサポートガイド

この冊子は、どんなときにどのような保障があるのか
または各種お手続きの際の連絡先など
ご契約の保険をお役立ていただくための必要な情報をまとめたものです。
もしもの場合にご覧いただけるよう、同封の保険証券と
一緒に保管してください。

- 保険証券には何が書かれているの？……1p
  保険証券の見方をご説明します。
- どんなときに保険金や給付金を受取れるの？……3p
  事象ごとにお受取りいただける可能性のある保険金や給付金をご説明します。
- 保険金や給付金はどう請求すればいいの？……13p
  保険金・給付金をご請求いただく際のお手続きの手順をご説明します。
- 被保険者が保険金・給付金などを請求できなくなる場合に備えておくには、どうすればいいの？……15p
  「指定代理請求特約」について詳しくご説明します。
- こんな場合でも請求できるの？……16p
  保険金・給付金のご請求をお忘れになりやすいご契約についてご説明します。
- 家族が契約内容を確認できるようにするには、どうすればいいの？……17p
  「ご家族登録制度」について詳しくご説明します。
- お客さまのご契約に関する大切なお知らせをお送りしています……19p

Gibraltar ジブラルタ生命

保険証券には何が書かれているの?

保険証券には、ご加入いただいた契約内容をはじめ、重要な事項が記載されています。
以下に保険証券の見方についてご説明しますので、お手元の保険証券をご覧の上、ご契約内容等のご確認をお願いします。

【保険証券の例】

＜終身保険　等＞

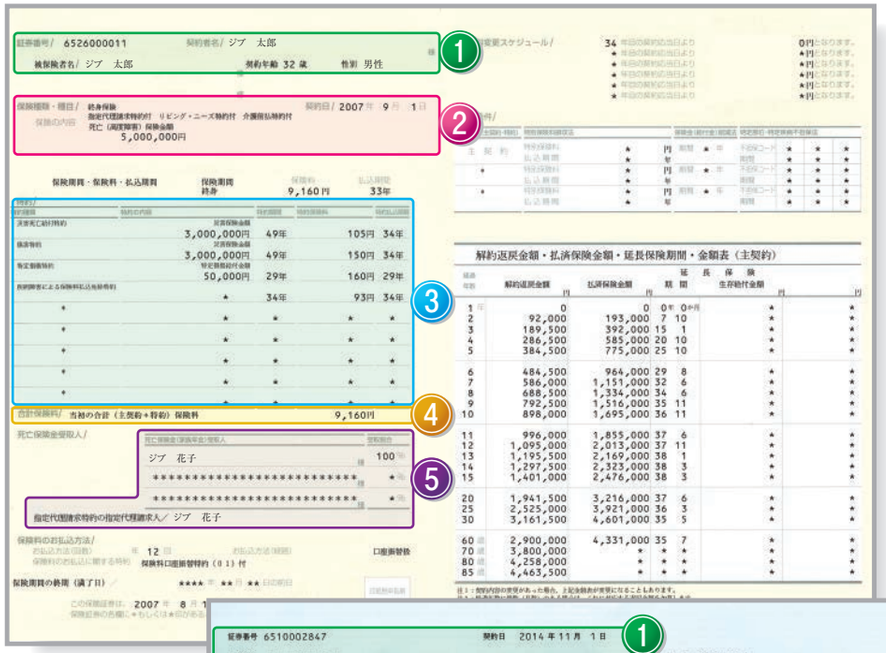

＜医療保険（14）等＞

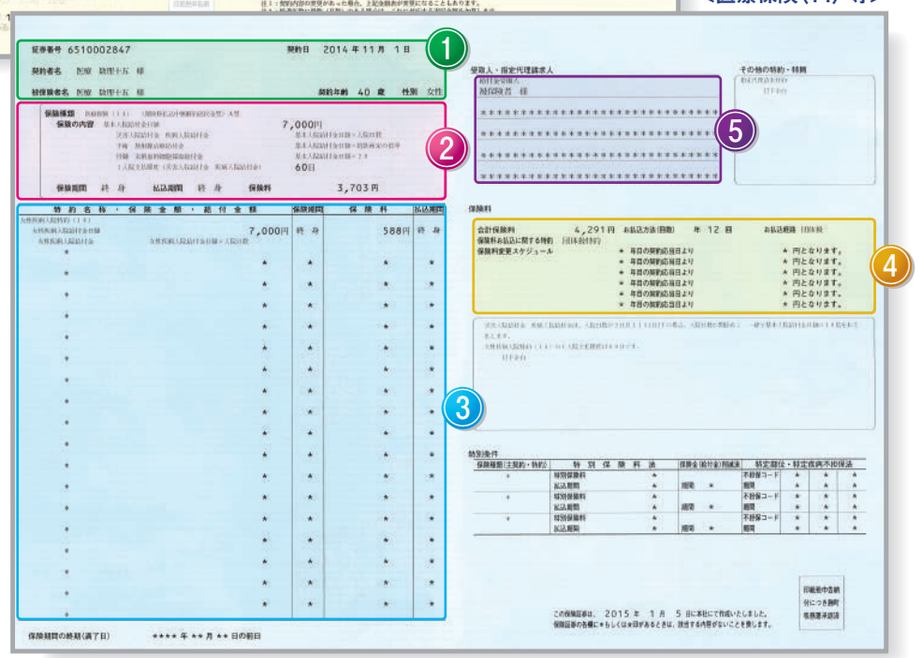

【証券番号】
証券番号は、ご契約を特定するための番号です。保険期間中のご照会や各種手続きの際には、この番号をお伝えください。

1

【契約者・被保険者】
契約者とは、当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利と義務を持つ方です。
被保険者とは、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となっている方です。

2 **【保険種類・種目】**
ご加入いただいた主たる保険契約（主契約）の種類・名称・保険金額が記載されています。

3 **【特約】**
主契約に保障を追加するために付加しているものです。たとえば、主契約が死亡を保障する契約の場合、特約で特定疾病保障を付加するなどです。この欄には、付加されている特約の名称・保障内容（金額）・保険期間・その特約の保険料が記載されています。

4 **【合計保険料】**
1回にお支払いいただく保険料が記載されています。たとえば、月払でご契約いただいている場合は月1回お支払いいただく金額、年払でご契約いただいている場合は年1回お支払いいただく金額です。
なお、ご契約時に保険料を前納でお払込みいただいた場合の前納保険料は、保険証券に同封の「保険料お払込開始のご案内」に記載されています。
保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座などジブラルタ生命以外の口座にお振り込みをお願いすることは一切ございません。

5 **【受取人・指定代理請求人】**
受取人とは、保険金等をお受取りになる方です。保険金等をご請求する場合には、受取人にお手続きをしていただくことになります。
指定代理請求人とは、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者が請求できない事情がある場合に、被保険者に代わって請求できる方です。（「指定代理請求特約」を付加することが必要です。）

POINT

【指定代理請求特約について】
高度障害保険金や入院給付金など、被保険者が受取人となっている保険金等を、被保険者が請求できない事情がある場合に、代理請求することができる特約です。

保険金や給付金等の請求ができない場合
【例】
●被保険者が、重度の障害などで請求の意思を伝えられない場合
●被保険者が、医師から「がん」などの病名の告知を受けていない場合

代理人（指定代理請求人）による請求が可能になります。
あらかじめ契約者が、主契約の被保険者の同意を得て指定代理請求人を指定しておけば、指定代理請求人が受取人に代わって保険金等をご請求いただけます。

※「指定代理請求人による請求が可能な場合」「指定代理請求人の範囲」等、取扱にあたってはいくつかの条件があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
※指定代理請求特約による代理請求を確実に行っていただくため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

どんなときに保険金や給付金を受取れるの?

事象ごとにお受取りいただける可能性のある保険金・給付金をご説明します。
以下の事象に該当する場合は、P13の「保険金や給付金はどう請求すればいいの?」をご覧の上、当社へお申し出ください。

- 各保険金・給付金は、約款に定められたお支払事由に該当した場合に、お受取りいただけます。主なお支払事由については、P5以降の解説をご覧ください。
- ご加入いただいている保険・特約の保障内容やお支払事由の詳細をご確認いただく場合は、お手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」をご覧いただくか、担当のライフプラン・コンサルタントまたはコールセンターまでお問い合わせください。

ご加入いただいている保険・特約の内容にかかわらず、ご請求できる可能性のある一般的な給付金等を掲載しております。
実際にお受取りいただける保険金・給付金は、ご加入いただいている保険・特約の保障内容によって相違します。

ケガで治療を受けた

- 入院をした → **入院給付金** ……P5
  - お役だていただける保険・特約の例: 医療保険(14)・災害入院特約など
- 手術・放射線治療を受けた → **手術・放射線治療給付金など** ……P7
  - お役だていただける保険・特約の例: 医療保険(14)など
- 身体障害状態になった → **高度障害保険金** ……P8
  - お役だていただける保険・特約の例: 平準定期保険(特約)・終身保険(特約)・特定疾病保障終身保険など
  - → **保険料払込免除** ……P12
    - お役だていただける保険・特約の例: 平準定期保険・終身保険・特定疾病保障終身保険など
  - → **障害給付金** ……P11
    - お役だていただける保険・特約の例: 傷害特約など

- 就労不能状態になった → **就労不能障害介護年金・特定就労不能障害給付金など** ……P10
  - お役だていただける保険・特約の例: 就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)、就労不能障害特約(無解約返戻金型)
- 要介護状態になった → **介護保険金など** ……P10
  - お役だていただける保険・特約の例: 介護保障定期保険・介護保障付終身保険(低解約返戻金型)・介護保障付定期保険(100歳満期)・米国ドル建軽度介護保障付終身保険など
- 軽度認知障害または認知症になった → **軽度認知障害保険金・認知症保険金** ……P11
  - お役だていただける保険・特約の例: 米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)
- 「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」の治療を受けた → **特定損傷給付金** ……P11
  - お役だていただける保険・特約の例: 特定損傷特約など
- 先進医療を受療した → **先進医療給付金** ……P12
  - お役だていただける保険・特約の例: 先進医療特約など

病気で治療を受けた

- 入院をした → **入院給付金** ……P5
  - お役だていただける保険・特約の例: 医療保険(14)・5大生活習慣病特約(14)・女性疾病入院特約(14)など
- 手術・放射線治療を受けた → **手術・放射線治療給付金など** ……P7
  - お役だていただける保険・特約の例: 医療保険(14)・5大生活習慣病特約(14)など
- 身体障害状態になった → **高度障害保険金** ……P8
  - お役だていただける保険・特約の例: 平準定期保険(特約)・終身保険(特約)・特定疾病保障終身保険など
  - → **疾病障害による保険料払込免除** ……P12
    - お役だていただける保険・特約の例: 疾病障害による保険料払込免除特約
- 就労不能状態になった → **就労不能障害介護年金・特定就労不能障害給付金など** ……P10
  - お役だていただける保険・特約の例: 就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)、就労不能障害特約(無解約返戻金型)
- 要介護状態になった → **介護保険金など** ……P10
  - お役だていただける保険・特約の例: 介護保障定期保険・介護保障付終身保険(低解約返戻金型)・介護保障付定期保険(100歳満期)・米国ドル建軽度介護保障付終身保険など
- 軽度認知障害または認知症になった → **軽度認知障害保険金・認知症保険金** ……P11
  - お役だていただける保険・特約の例: 米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)
- 「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」の治療を受けた → **特定疾病保険金・がん診断一時金など** ……P9
  - お役だていただける保険・特約の例: 特定疾病保障終身保険(特約)、がん診断一時金特約(14)など
  - → **悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞による保険料払込免除** ……P12
    - お役だていただける保険・特約の例: 就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)、米国ドル建軽度介護保障付終身保険など
- 先進医療を受療した → **先進医療給付金** ……P12
  - お役だていただける保険・特約の例: 先進医療特約など

お亡くなりになった

- → **死亡保険金** ……P8
  - お役だていただける保険・特約の例: 平準定期保険(特約)・終身保険(特約)・高度障害療養加算型家族収入保険(特約)、養老保険・特定疾病保障終身保険(特約)など
- 事故でお亡くなりになった → **災害死亡保険金** ……P8
  - お役だていただける保険・特約の例: 災害死亡給付特約・傷害特約・災害割増特約など

余命6か月と診断された

- → **リビング・ニーズ特約の保険金** ……P8
  - お役だていただける保険・特約の例: リビング・ニーズ特約

どんなときに保険金や給付金を受取れるの?

保険金・給付金をお受取りいただける主な事由について解説しております。
なお、詳細につきましては、お手元の「ご契約のしおり・約款」をご覧いただくか、担当のライフプラン・コンサルタントまたはコールセンターまでお問い合わせください。

ご契約の保障を開始する時期(責任開始期)

お申込いただいた契約を当社がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、第1回保険料相当額の払込と告知がともに完了したときから、当社は保険契約上の責任を開始します。
なお、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。

入院給付金

被保険者が入院をされた場合に、お受取りいただける給付金です。

お受取りいただける主な事由

以下のいずれにも該当する入院をされた場合
①責任開始期以後に生じたケガや病気の治療を目的とする入院※1
②約款に定める「所定の日数」以上継続した入院
③病院または診療所への入院※2 ※3

ご注意
※1 美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院は対象となりません。
※2 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲の治療の場合、柔道整復師法に定める施術所を含みます。
※3 介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

入院給付金には、特定の病気等で入院された場合にのみお受取りいただけるものがあります。
ご加入いただいている保険・特約によりお支払いの対象が異なりますので、詳しくは、以下をご覧ください。

災害入院給付金

不慮の事故による「ケガ」の治療を目的として、不慮の事故が生じた日から180日以内に入院を開始された場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

医療保険(14)	2日以上の継続した入院が対象です。
災害入院特約(87)	5日以上の継続した入院が対象です。

疾病入院給付金

「病気」の治療のための入院をされた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

医療保険(14)	2日以上の継続した入院が対象です。

5大生活習慣病入院給付金

約款に定める「5大生活習慣病」の治療のための入院をされた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

5大生活習慣病特約(14)	2日以上の継続した入院が対象です。

【対象となる5大生活習慣病】

悪性新生物(がん) / 糖尿病 / 心疾患 / 高血圧性疾患 / 脳血管疾患

女性疾病入院給付金

約款に定める「女性特定の疾病(女性疾病)」の治療のために入院をされた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

女性疾病入院特約(14)	2日以上の継続した入院が対象です。

【対象となる女性疾病】
子宮、乳房などの病気や女性への発症率が高い甲状腺障害などの病気が対象となります。

<例>
・悪性新生物(がん) → 乳癌 / 子宮癌 など
・子宮や乳房に関連する病気 → 子宮筋腫 / 乳腺炎 など
・妊娠に関連する病気や異常分娩 → 妊娠中毒症 / 帝王切開 / 流産 など

がん入院給付金

約款に定める「悪性新生物(がん)」の治療のために入院をされた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

終身がん保険	診断確定されたがんでの入院が対象です。

※90日の待期間経過後、保障を開始します。

どんなときに保険金や給付金を受取れるの?

手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金、手術給付金

(会社所定の)手術または放射線治療を受けられた場合に、お受取りいただける給付金です。

お受取りいただける主な事由

以下のいずれにも該当する手術または放射線治療を受けられた場合

- 医療保険(14)の場合

①責任開始期以後に生じたケガや病気の治療を目的とする手術※1もしくは放射線治療※2
または、組織の機能に生じた障害がある人に対し、骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術もしくは末梢血幹細胞を移植することを目的とした末梢血幹細胞採取手術※3 ※4

②公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術または、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療※5 ※6

③病院または診療所における手術または放射線治療

ご注意
※1 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)および診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは対象となりません。
※2 治療のために必要な放射線治療であっても、血液照射など被保険者に放射線を照射しない治療は対象となりません。
※3 責任開始日からその日を含めて1年経過した日以後に受けられた手術が対象となります。
※4 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象です。
※5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、手術・放射線治療給付金のお支払対象外となるものがあります。
※6 吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは手術または放射線治療に該当しません。

手術・放射線治療給付金などには、特定の病気等に対する手術または放射線治療を受けられた場合にのみお受取りいただけるものがあります。
ご加入いただいている保険・特約によりお支払いの対象が異なりますので、詳しくは、以下をご覧ください。

手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

「ケガ」や「病気」の治療のための手術または放射線治療を受けられた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	医療保険(14)

5大生活習慣病手術・放射線治療給付金

約款に定める「5大生活習慣病」の治療のための手術または放射線治療を受けられた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

5大生活習慣病特約(14)

【対象となる5大生活習慣病】

悪性新生物(がん) / 糖尿病 / 心疾患 / 高血圧性疾患 / 脳血管疾患

がん手術給付金

約款に定める「悪性新生物(がん)」の治療のための手術または放射線治療を受けられた場合に、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

終身がん保険

※90日の待期間経過後、保障を開始します。

死亡保険金

被保険者がお亡くなりになった場合に、お受取りいただける保険金です。

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に、お亡くなりになった場合

自殺による免責について
お亡くなりになった原因が、責任開始日からその日を含めて所定の期間内での自殺によるときは、死亡保険金をお受取りいただけません。

災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故または所定の感染症によりお亡くなりになった場合に、お受取りいただける保険金です。

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故を原因として、事故が生じた日から180日以内にお亡くなりになった場合または、責任開始期以後に発病した所定の感染症(ペスト、コレラ、細菌性赤痢など)により、お亡くなりになった場合

不慮の事故とは
急激かつ偶発的な外来の事故で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

高度障害保険金

被保険者が所定の高度障害の状態になられた場合に、お受取りいただける保険金です。

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故または疾病を原因として、約款に定める高度障害の状態に該当し、その状態が固定している場合(回復の見込みがないと診断された場合)

ご注意 お支払いの対象となる「高度障害の状態」は、公的な身体障がい者の認定基準などとは要件が異なります。

対象となる高度障害の例

- 両眼が見えなくなった
- 両足を切断した
- 声帯全摘出の手術を受けた
- 寝たきりになった

リビング・ニーズ特約の保険金

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の全部または一部をお受取りいただける保険金です。

お受取りいただける主な事由

- ご請求時点で、余命が6か月以内と判断される場合

余命6か月以内の判断について
余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

どんなときに保険金や給付金を受取れるの？

特定疾病保険金、特約特定疾病年金

被保険者が3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）になられたときに、お受取りいただける保険金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

特定疾病保険金	特定疾病保障終身保険（特約）など	**特約特定疾病年金**※6	特定疾病収入特約

お受取りいただける主な事由

悪性新生物（がん）

悪性新生物責任開始期※1以後、病理組織学所見（生検）により、初めて※2所定の悪性新生物（がん）※3に罹患したと医師によって診断確定されたとき

急性心筋梗塞

責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
- その疾病により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態※4が継続したと医師によって診断されたとき
- その疾病の治療を直接の目的とする手術※5を病院または診療所で受けたとき

脳卒中

責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
- その疾病により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- その疾病の治療を直接の目的とする手術※5を病院または診療所で受けたとき

ご注意

※1 悪性新生物については、90日の待期間経過後、保障を開始します。
※2 悪性新生物責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物（がん）を原因として支払われる特定疾病保険金または特約特定疾病年金は、保険期間を通じて支払われません。
※3 上皮内新生物や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となりません。
癌の進行度を示す指標（＊）においてステージ0（0期）の病期分類となっている疾病は、特定疾病保険金や特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）や大腸の粘膜内癌等は、特定疾病保険金や特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。
＊癌の進行度を示す指標：国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。
※4 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
※5 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
※6 特約特定疾病年金をお受取りいただける事由に該当した場合は、一定額の年金をお支払いします。

がん診断一時金、がん診断給付金

被保険者ががんになられたときに、お受取りいただける給付金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

がん診断一時金	がん診断一時金特約（14）	**がん診断給付金**	終身がん保険

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期※1以後、病理組織学的所見（生検）により、初めて※2所定の「悪性新生物（がん）」※3に罹患したと医師によって診断確定されたとき

ご注意

※1 90日の待期間経過後、保障を開始します。
※2 責任開始期前にがん（上皮内新生物を含みます）に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、がん診断一時金特約または終身がん保険は無効になります。
※3 癌の進行度を示す指標（＊）においてステージ0（0期）の病期分類となっている疾病は、がん診断一時金やがん診断給付金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）や大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金やがん診断給付金のお支払対象ではありません。（上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）や大腸の粘膜内癌は、上皮内新生物としてお取扱します。）
＊癌の進行度を示す指標：国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。
なお、上皮内新生物は、上皮内がん診断一時金や上皮内がん診断給付金のお支払対象となります。

介護保険金等、特約介護年金

被保険者が要介護状態になられたときに、お受取りいただける保険金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

介護保険金等	介護保障定期保険・介護保障付終身保険（低解約返戻金型）・介護保障付定期保険（100歳満期）・米国ドル建軽度介護保障付終身保険※1など
特約介護年金	介護収入特約※2

お受取りいただける主な事由

以下のいずれかに該当した場合
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき
- 65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

ご注意

※1 公的介護保険制度の要介護1以上でも保障の対象となります。
※2 特約介護年金をお受取りいただける事由に該当した場合は、一定額の年金をお支払いします。

就労不能障害介護年金、特定就労不能障害給付金、就労不能障害保険金

被保険者が就労不能障害状態などにある場合に、お受取りいただける年金、給付金または保険金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

①就労不能障害介護年金 **②特定就労不能障害給付金**	就労不能障害介護保障型家族収入保険（無解約返戻金型）
③就労不能障害保険金	就労不能障害特約（無解約返戻金型）

お受取りいただける主な事由

①就労不能障害介護年金（a～cのいずれかに該当した場合）

a. 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、下記1級または2級のいずれかに該当したと認定されたとき 1級の第1号～第9号、第11号　または　2級の第1号～第15号、第17号
b. aと同程度の状態として、会社が定めた障害状態になったことが医師によって診断確定されたとき
c. 以下のいずれかに該当した場合 ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

対象となる就労不能状態の例
- パーキンソン病で日常生活に支障がでて、障害基礎年金の1級または2級に認定された
- 心臓移植を受けた

②特定就労不能障害給付金（d～eのいずれかに該当した場合）

d. 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、下記1級または2級のいずれかに該当したと認定されたとき 1級の第10号、2級の第16号
e. dと同程度の状態として、会社が定めた障害状態になったことが医師によって診断確定されたとき

対象となる就労不能状態の例
- うつ病や統合失調症で、障害基礎年金の1級または2級に認定された

③就労不能障害保険金

①就労不能障害介護年金のaもしくはb、または、②特定就労不能障害給付金のdもしくはeのいずれかに該当した場合。

どんなときに保険金や給付金を受取れるの?

認知症保険金、軽度認知障害保険金

被保険者が器質性認知症、軽度認知障害になられた場合に、お受取りいただける保険金です。

【お役だていただける保険・特約の例】

認知症保険金 軽度認知障害保険金	米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、器質性認知症または軽度認知障害と医師によって診断確定されたとき(ただし、待ち期間中※1に診断確定された場合は除く)

ご注意 ※1 この特約の責任開始日から、その日を含めて180日以内

特定損傷給付金

不慮の事故を原因として生じた「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」(以下、特定損傷といいます)の治療を受けられた場合に、お受取りいただける給付金です。

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故を原因として、事故が生じた日から180日以内に約款に定める「特定損傷」の治療を受けられた場合

骨折 骨が折れたり、ひびが入ったりして、骨の構造上連続性が失われた状態をいいます。ただし、骨粗しょう症などの病的骨折を除きます。

関節脱臼 骨と骨をつなぐ関節が外れ、異常な位置で留まっている状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

腱の断裂 腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

ご注意 病院または診療所での治療が対象となります。
ただし、四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受けられる場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。

障害給付金

不慮の事故を原因として所定の身体障害の状態になられた場合に、お受取りいただける給付金です。

お受取りいただける主な事由

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故を原因として、事故が生じた日から180日以内に約款に定める身体障害の状態に該当し、その状態が固定している場合(回復の見込みがないと診断された場合)

ご注意 お支払いの対象となる「身体障害の状態」は、公的な身体障がい者の認定基準などとは要件が異なります。

対象となる身体障害の例

- 片眼が見えなくなった
- 両耳が聞こえなくなった
- 片腕を切断した
- 人工骨頭 または 人工関節を挿入置換する手術を受けた

先進医療給付金

厚生労働大臣が定める先進医療を受療した場合に、お受取りいただける給付金です。

ご請求いただける主な事由

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の傷害または発病した疾病の療養を目的に、厚生労働大臣が定める先進医療を受療した場合

ご注意 療養を受けた日現在、厚生労働大臣が定める先進医療に該当しない場合は、お支払対象になりません。

保険料払込免除

不慮の事故を原因として所定の身体障害の状態になられた場合に、ご請求いただけるものです。

ご請求いただける主な事由

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故を原因として、事故が生じた日から180日以内に約款に定める身体障害の状態に該当し、その状態が固定している場合(回復の見込みがないと診断された場合)

ご注意 ご請求の対象となる「身体障害の状態」は、公的な身体障がい者の認定基準などとは要件が異なります。
保険料の払込免除をご請求いただくもので、お受取りいただける給付金等はありません。

対象となる身体障害の例

- 片眼が見えなくなった
- 両耳が聞こえなくなった
- 片腕を切断した

疾病障害による保険料払込免除

病気を原因として所定の身体障害の状態になられた場合に、ご請求いただけるものです。

ご請求いただける主な事由

- 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、約款に定める所定の身体障害の状態に該当し、その状態が固定している場合(回復の見込みがないと診断された場合)

ご注意 ご請求の対象となる「身体障害の状態」は、公的な身体障がい者の認定基準などとは要件が異なります。
保険料の払込免除をご請求いただくもので、お受取りいただける給付金等はありません。

対象となる身体障害の例

- 心臓ペースメーカーを常時装着している
- 直腸および肛門を摘出し、人工肛門を造設した
- 腎臓の機能を全く永久に失い、定期的に人工透析治療を受けている

悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞による保険料払込免除

上記の3大疾病を原因に所定の身体障害の状態になられた場合に、ご請求いただけるものです。

ご請求いただける主な事由

- P9の特定疾病保険金、特約特定疾病年金のお受取りいただける主な事由と同様です。

保険金や給付金はどう請求すればいいの?

保険金･給付金請求のお手続きは、以下（1～4）の手順となります。

ご契約の内容やご請求の内容により、手続きの方法が異なる場合があります。

1 ご請求の連絡をいただく前に

ご請求の連絡をいただく前に、お手元の保険証券と「ご契約のしおり･約款」で契約内容をご確認ください。
また、お問い合わせの際は、以下の内容についてお伺いしますので、あらかじめご準備いただきますとお手続きがスムーズに行えます。

	ご確認内容	チェック欄
被保険者がお亡くなりになった場合 ※チェック欄をご活用ください。	・保険証券の番号	（　　）
	・お亡くなりになった方のお名前	（　　）
	・お亡くなりになった日	（　　）
	・お亡くなりになった原因（事故または病名）	（　　）
	・受取人のお名前と連絡先	（　　）
	・お亡くなりになる前の入院や手術などの有無	（　　）

	ご確認内容	チェック欄
被保険者が入院や手術などをされた場合 ※チェック欄をご活用ください。	・保険証券の番号	（　　）
	・被保険者のお名前	（　　）
	・ご請求される給付金の種類（入院給付金、手術･放射線治療給付金など）	（　　）
	・入院などの原因（事故または病名）	（　　）
	・入院の期間（入院日および退院日）	（　　）
	・手術名および手術日（手術がある場合）	（　　）

ご注意 ご連絡いただいた内容により、確認させていただく項目が異なることがあります。

2 請求者が当社へご連絡ください

請求者が、担当のライフプラン･コンサルタントまたは最寄りのお取扱店舗、もしくはコールセンターにご連絡ください。
ご連絡いただいた後に、ご請求に必要な書類等を持参または郵送いたします。

死亡保険金をご請求いただく場合 ▶ **死亡保険金受取人**

死亡保険金以外をご請求いただく場合 ▶ **被保険者**※
（入院給付金、手術･放射線治療給付金 など）

※法人が受取人となる場合は、法人からご請求ください。

被保険者ご自身によるご請求が困難な場合

特別な事情により、被保険者ご自身によるご請求が困難な場合は、あらかじめ指定された代理人（指定代理請求人）の方がご請求いただけます。（指定代理請求人については、P2およびP15をご覧ください。）
詳しくは、担当のライフプラン･コンサルタントまたは最寄りのお取扱店舗、もしくはコールセンターへお問い合わせください。

3 ご請求に必要な書類をご準備ください

当社からお送りする請求手続きのご案内を確認いただき、請求に必要な書類をご準備ください。
すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。

死亡保険金のご請求に必要な書類の例

1.当社所定の請求書
2.死亡診断書（死体検案書）または当社所定の死亡証明書
3.保険金受取人の印鑑証明書
4.保険金受取人の戸籍抄本
5.被保険者の住民票
6.保険証券

- ご請求内容に応じて、上記（2～6）のいずれかの書類を省略いただける場合があります。
- ご請求内容に応じて、以下の書類をご提出いただく場合があります。
  ･事故状況報告書（事故を原因とする場合）
  ･交通事故証明書（交通事故を原因とする場合）　など

入院給付金、手術･放射線治療給付金などのご請求に必要な書類の例

1.当社所定の請求書
2.入院･手術証明書（診断書）

- 入院･手術証明書（診断書）に代えて、自己申告の書類をご提出いただくことでご請求いただける場合があります。
- ご請求内容に応じて、以下の書類をご提出いただく場合があります。
  ･印鑑証明書
  ･住民票
  ･事故状況報告書（事故を原因とする場合）
  ･交通事故証明書（交通事故を原因とする場合）　など

ご注意
- 診断書や公的書類など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客様のご負担となります。
- ご提出いただいた書類は、ご返却できませんのでご了承ください。
- ご契約のお支払い要件に該当しなかったことにより、保険金･給付金などを全くお支払いできず、所定の要件を満たした場合は、診断書取得費用相当額（実費ではなく、会社の定める金額）をお支払いします。
  ただし、当社所定の診断書（原本）をご提出いただいた場合に限ります。

4 当社にてご提出いただいた書類を拝見します

ご契約の約款の内容に従い、保険金または給付金をお受取りいただける場合は、ご指定の口座へお支払いいたします。
お支払いの際は、お支払い内容の明細書を郵送いたします。

ご注意 ご契約の約款規定により、保険金または給付金をお支払いできない場合があります。
なお、お支払いできない場合は、結果および理由を記載した文書を持参または郵送いたします。

※保険金等を『「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例』を「ご契約のしおり･約款」およびホームページ（http://www.gib-life.co.jp/）に掲載しております。当冊子と合わせてご確認ください。

被保険者が保険金・給付金などを請求できなくなる場合に備えておくには、どうすればいいの？

被保険者が保険金・給付金などの請求ができない場合に備え、ご家族とジブラルタ生命をつなぐ安心サービス「指定代理請求特約」をご案内します。

指定代理請求特約（特約保険料無料）

ご本人に代わってご請求できる

被保険者が受取人となっている保険金・給付金などを請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定されたご家族（指定代理請求人）が代わりに請求手続きを行うことができる特約です。

夫が意識不明の状態で入院給付金を請求できず困っていましたが、妻の私が指定代理請求人に指定されていて、入院給付金の請求をすることができ、助かりました。

【被保険者が受取人となっている保険金などとは】

約款上、被保険者が受取人に定められている保険金など	入院・手術給付金・高度障害保険金・リビング・ニーズ特約による保険金など
その他、被保険者が受取人となっている保険金など	満期保険金・年金・生存給付金など

【指定代理請求人の範囲】

2014年10月1日以前のお取扱	●被保険者の戸籍上の配偶者 ●被保険者の直系血族 ●被保険者と同居または生計を一にする3親等内の親族
2014年10月2日以後のお取扱	●被保険者の戸籍上の配偶者 ●被保険者の3親等内の親族

＊2014年10月1日以前に特約を付加されていた場合は、引き続き「被保険者の直系血族」の方もご指定いただけます。
＊旧エジソン生命契約、旧スター生命契約の指定代理請求特約のお取扱に変更はありません。
（2014年10月2日以後のお取扱と同じです。）

POINT

すでに指定代理請求人を指定している場合でも、適宜、適切な指定代理請求人の見直しをお願いします。また、指定代理請求人がその事実を知らない場合、被保険者の代理人として保険金などを請求することができないため、指定代理請求人に「指定した」ことをお伝えください。

※保険種類、契約状況によっては、お取扱できない場合もあります。

Q. 指定代理請求特約とご家族登録制度（P17～18）は異なるものですか？

A. 「指定代理請求特約」は、被保険者が受取人となる保険金など（高度障害保険金など）について、被保険者自らが請求できない場合にご家族など（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できるサービスです。
ただし、当社に照会できるご契約内容の範囲は代理請求対象の保険金などの内容に限定されます。
一方、「ご家族登録制度」は、契約者に代わって契約者と同等の範囲でご契約内容を当社に照会することができるサービスですが、保険金支払いや解約などのご請求手続きを行うことはできません。

万一のときに迅速・正確に保険金や給付金をお受取りいただくためにも、あらかじめ指定されている受取人や指定代理請求人に変更がないかご確認ください。

受取人・指定代理請求人の変更の際には、契約者ご本人から営業担当者またはコールセンターまでご連絡ください。

※契約者ご本人からのお申し出が困難な場合、代理の方からお申し出が可能な場合があります。

こんな場合でも請求できるの？

保険料の払込がないご契約や保険期間が満了したご契約でも、保険金・給付金をご請求いただける場合があります。
以下に具体的な例を掲載しておりますのでご覧ください。
なお、詳しいお取扱いについては、お手元の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

▶ 保険料の自動振替貸付をご利用いただいているご契約の場合

ご契約は有効に継続しておりますので、保険金や給付金をお受取りいただける事象が生じた場合には、保険金・給付金をご請求いただけます。

ご注意　貸付の元利金のご返済がないまま、お亡くなりになった場合など保険金をお受取りいただける事象が生じた場合は、お受取りいただける保険金から貸付の元利金を差し引いたうえでお支払いします。

▶ 払済保険または延長定期保険へ変更されたご契約の場合

主契約は有効に継続しておりますので、保険金や給付金をお受取りいただける事象が生じた場合には、保険金・給付金をご請求いただけます。

▶ 保険期間が満了したご契約の場合

入院を保障する保険・特約の保険期間が満了した日以前から継続する入院については、保険期間中の入院とみなしてお取扱いしますので、入院給付金をご請求いただけます。
（下記の例をご参照ください。）

ご注意　解約された場合、このお取扱いはありません。解約日までが保障対象の期間となります。

＜医療保険（14）の場合＞

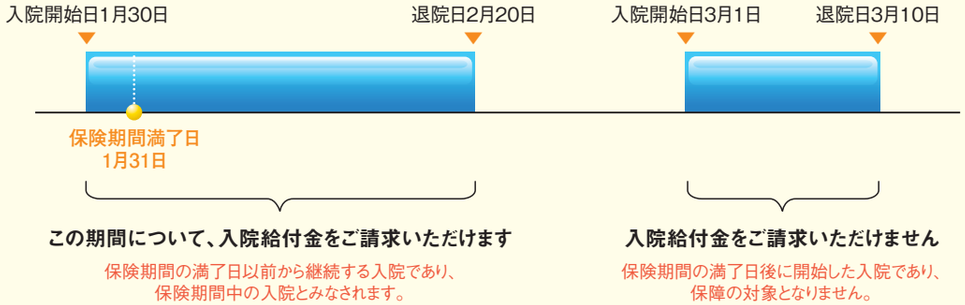

▶ 失効中のご契約の場合

保険料の払込がないまま保険料払込の猶予期間を過ぎ、ご契約が失効した場合でも、失効前（保険料払込猶予期間を含みます）の保険期間中に保険金や給付金をお受取りいただける事象が生じている場合には、保険金・給付金をご請求いただける場合があります。

ご注意　保険料の払込のない期間中に事象が生じている場合は、お受取りいただける保険金または給付金から未払込の保険料を差し引いたうえでお支払いします。

家族が契約内容を確認できるようにするには、どうすれば　いいの?

ご契約者がご高齢などで契約内容のお問い合わせができない場合などに備え、ご家族とジブラルタ生命をつなぐ安心サービス「ご家族登録制度」をご案内します。
サービスの内容をご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いします。

ご家族登録制度

大切なご契約をご家族がご照会できる

あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者に代わってご契約内容のお問い合わせなどを行うことができます。

もし自分が入院したとき、家族が代わって契約内容を確認できるようにしたい

自分と同じように家族からの問い合わせにもこたえてほしい

いざというときのために保険のことを家族にも知っておいてほしい

自分の代わりに家族が請求書を取り寄せることができるようにしたい

※登録できるご家族は、以下のご親族の範囲内で1契約につき1名です。

登録ご家族へのサービス内容

1 ご契約者に代わってご契約内容のお問い合わせをすることができます。
2 ご契約者に代わって請求書を取り寄せること（ご契約者宛の送付依頼）ができます。

登録可能なご親族の範囲	ご契約者の配偶者または3親等以内のご親族 ※指定代理請求人を優先的にご指定ください。　※未成年者は登録できません。
登録可能な人数	1名（1契約につき） ※ご契約ごとの登録となります。
ご登録いただくご家族情報	氏名・性別・生年月日・続柄・住所・電話番号（メールアドレス）

【三親等以内の親族とは】

三親等とは、曾祖父母、曾孫、甥、姪までを指します。
ご家族登録制度では、指定代理請求人を優先的に登録することになりますが、「契約者」の三親等以内（未成年者を除く）であることに注意が必要です。

※指定代理請求制度では「被保険者」の三親等内

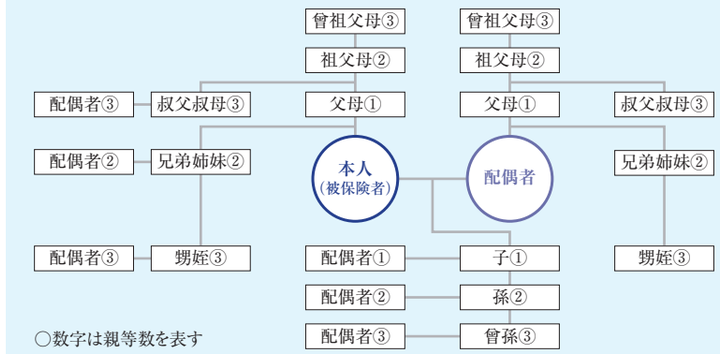

登録手続きフロー

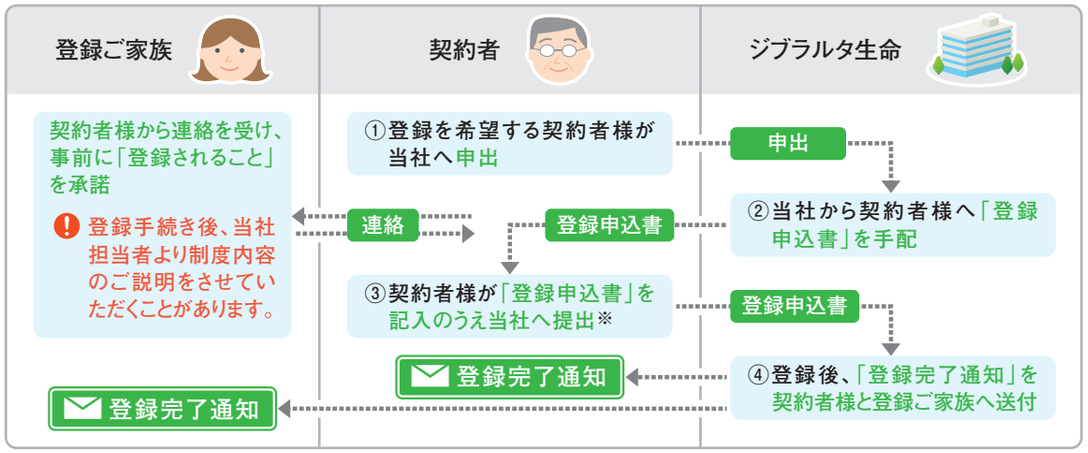

※登録ご家族に対し保険契約に関する情報開示をすることについて被保険者・受取人の同意を取得ください。

当社から登録ご家族へ連絡するケース

1 ご契約者宛の通知物が届かないことが判明した場合
2 登録住所を訪問したが、所在が確認できなかった場合
3 大災害発生時などにご契約者と連絡が取れない場合

※契約者の保険契約内容などに関する各種通知を登録ご家族にも送付することがあります。

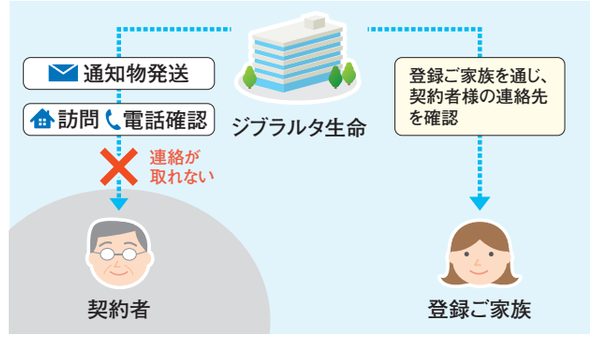

サービスのお申し込みおよびご照会は、契約者ご本人から営業担当者またはコールセンター（冊子裏面）までお問い合わせください。

Q. 転居した場合どうすればいいの?
A. 当社からのご案内文書や保険金・給付金等を確実にお届けするために、転居をされたお客さまは住所変更のお手続きをお願いします。

住所変更手続き

各種通知を確実にお受取りいただける

転居をされたお客さまは、コールセンターまで住所変更のお手続きをお願いします。電話番号の変更につきましても、変更お手続きをお願いします。（Myページによるお手続きも可能です。冊子裏面をご参照ください。）

住所変更のお手続きの際には、契約者ご本人からコールセンターまでご連絡ください。

※登録ご家族ご自身が転居された場合は、登録ご家族ご自身で住所変更お手続きが可能です。（ご契約者によるお手続きも可能です。）

お客さまのご契約に関する大切なお知らせをお送りして　います

重要なお知らせになりますので、必ず内容をご確認ください。なお、ご不明な点がありましたら、コールセンター　までお問い合わせください。

【保険料のお払込み状況などに関する通知物】

通知の名称	記載内容	送付時期	通知の形態
保険料お払込みのご案内（または、「口座振替予定のお知らせ」）	年払・半年払のお客さまへ、振替保険料、振替日、振替口座についてご案内する文書です。	円建商品の場合は払込期月の前月中旬頃に、外貨建商品の場合は払込期月の初旬にお送りします。	ハガキ
保険料口座振替のご案内（または、「保険料払込未了のご連絡」）	保険料の口座振替ができなかったことをご案内する文書です。	口座振替ができなかった月の翌月中旬頃にお送りします。	ハガキ※1
保険契約失効のお知らせと復活のおすすめ	保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがなかったために、保険契約が失効となったこと、復活のお手続きあるいは、払戻金の請求（解約）手続きをご案内する文書です。	月払の場合は、失効日の属する月の中旬頃に、年払・半年払の場合は、失効日の属する月の翌月中旬頃にお送りします。	ハガキ※1
保険料お立替（自動振替貸付）についてのお知らせ	保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがなかったために、保険料自動振替貸付制度※2が適用され、保険料のお立替えが行われたこと、ならびにお立替金のご返済の手続きをご案内する文書です。	保険料のお立替えを行った月の翌月中旬頃にお送りします。	ハガキ※1
保険料前納手続き完了のお知らせ	払込保険料合計額、前納期間、保険料請求の再開時期（保険料全額払込みではない場合）をご通知します。前納保険料のお払込内容と通知の内容が一致しているかご確認ください。	前納保険料を当社で入金確認後、お送りします。	ハガキ※1

【1年に1度、お送りする重要な通知物】

通知の名称	記載内容	送付時期	通知の形態
ご契約内容のお知らせ	ご加入の契約について、その内容をお知らせする文書です。ご契約内容をご確認ください。	年1回、10～11月にかけてお送りします。	封書（A4サイズ）
生命保険料控除証明書	年末調整や確定申告などで生命保険料控除を受けるために必要な保険料額を証明する文書です。	証明年の9月下旬から順次お送りします。有効なご契約については「ご契約内容のお知らせ」に同封させていただきます。 9～12月に保険料のお払込みをされる年払のご契約は、保険料の入金確認後にお送りします。団体扱いの場合、団体（企業）に一括して証明する場合があります。	ハガキ※1

【その他、各種手続きの完了状況に関する通知物】

通知の名称	記載内容	送付時期	通知の形態
住所変更手続き完了のお知らせ	お申し出いただいた住所変更手続きが完了したことをご案内する文書です。	お手続き完了後、1週間～10日後にお送りします。（先の「ご契約内容のお知らせ」をお送りする時期は、住所変更手続きが集中するため、通知時期が遅れる場合もあります）	ハガキ※1
契約者貸付手続き完了のお知らせ※3	契約者貸付のご請求をいただき、お支払いが完了したことをご案内する文書です。支払金額、支払先口座、支払日などをご通知します。	当社から送金した後、5日以内にお送りします。	ハガキ※1
貸付金ご返済内容確認のお願い※3	契約者貸付金の返済手続きをしていただき、当社が入金を確認したことをご案内する文書です。返済金額、返済後の貸付金残高などをご通知します。	ご返済後、5日以内にお送りします。	ハガキ※1
払戻金お支払明細書※3	解約のご請求をいただき、お支払いが完了したことをご案内する文書です。支払金額、支払先口座、支払日などをご通知します。	当社から送金した後、5日以内にお送りします。	ハガキ※1
保険金・給付金お支払明細書※3	保険金・給付金などのご請求をいただき、お支払いが完了したことをご案内する文書です。お支払金の内容、支払先口座、支払日などをご通知します。	当社から送金した後、5日以内にお送りします。	ハガキ※1

※1 一部封書の場合もあります。　※2 保険料自動振替貸付制度とは、保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない場合、解約返戻金の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立替えします。　※3 一部名称が異なる通知があります。

ご注意　当社では、新たなご契約にご加入いただいた際には、必ず保険証券を発行しお客さまにお届けしております。また、各種手続きが完了した際には、ご登録住所宛に手続きが完了した旨を記載した通知をお送りしております。

なお、当社では、以下のような取扱いはしておりません。

〔保険料などの現金または小切手でのお支払い〕　当社では2015年8月以降、ご契約のお申込時や各種お手続きにおいて、保険料などを現金でお預かりすることはありません。また、2016年12月以降、小切手でのお支払いも取り扱っておりません。

〔個人名義・代理店名義の口座への振込依頼〕　保険料などをお振込いただく際には、ジブラルタ生命の口座をご案内しております。個人名義や代理店名義の口座にお振込をお願いすることはありません。

〔当社の社員または代理店担当者による現金のお預かり〕　当社では、お客さまとの間での金銭貸借や、お客さまから現金をお預かりすることを禁止しております。

ご心配・ご不審な点がありましたら、コールセンターまでご連絡をお願いします。

MEMO